

**熊本県告示第 223 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 16 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 指定

指令番号	所在地	名称	住所	氏名	指定年月日
62	下益城郡松橋町浦川内 207-29-101	第二吉永歯科医院	下益城郡松橋町大字浦川内字中当 824 番地 8	医療法人社団徳治会理事長吉永修	平成 16 年 3 月 9 日
63	上益城郡嘉島町鯨 1855 番 1	かしま調剤薬局	上益城郡嘉島町鯨 1855 番 1	西上昌宏	平成 16 年 3 月 9 日

**熊本県告示第 224 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 16 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 辞退

所在地	名称	住所	氏名	辞退年月日
宇土市網田町 2062	池田医院	宇土市網田町 2053	池田博	平成 16 年 1 月 30 日
牛深市久玉町字諏訪迫 99 番地	すわさこ調剤薬局	八代市松崎町 89 番地	有限会社アルファ代表取締役村本昇	平成 16 年 2 月 29 日
玉名市岩崎 11 の 1	玉名整形外科医院	玉名市岩崎 11 の 1	今井清剛	平成 16 年 1 月 31 日

**熊本県告示第 225 号**

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に定める土地区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり町の区域を設定し、及び町の区域を変更する旨本渡市長から届出があった。

上記の届出に係る町の区域の設定及び変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 16 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## (町の区域の設定)

設定前の町	設定前の大字	設定前の字	区 域	設定後の町
本渡町	本戸馬場	北原	430 の 4 の一部、438 の 3、438 の 4 から 438 の 6 までの各一部、439 の 1 の一部、440 の 3 の一部、440 の 5 の一部、441 の 1 の一部、441 の 3、441 の 4、441 の 5 の一部、441 の 6 の一部、442 の 1 の一部、(又 442 の 3、443 の 1、443 の 2、443 の 5) の一部、442 の 4 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	丸尾町
本渡町	本戸馬場	牛ノ首	又 445、445 の 1、445 の 2、446、448 から 457 まで、458 の 1、466、467 の 1、467 の 2、468、469 の 1、470、471 の 1、471 の 4、472 の 1、472 の 2、473 から 476 まで、478 から 480 まで、481 の 2、482、483、484 の 2、484 の 4、516 の 3、517 の 1、517 の 4 から 517 の 6 まで、529 の 1、530、531、532 の 1、532 の 2、533、534、535 の 1、536 の 1、538 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	丸尾町